

住民監査請求の意見陳述文

5月8日に提出しました住民監査請求書の各請求対象者について、順次、請求趣旨となる具体的な意見陳述をします。

■他候補者と比較して高額

燃料代金が他の候補者と比較して高額であり不適切な支出内容としての対象者は、住民監査請求書の別紙1に記載されている、2番の谷川氏、15番の光田氏、24番の榊原氏、26番の最上氏、31番の石橋氏の5名になります。

請求人が川口市の情報公開に基づき把握している、平成19年度川口市議会一般選挙に関する自動車燃料代の選挙公営による支出状況は、住民監査請求書の別紙2のとおり、合計37名に総額772,071円支出され、最高金額50,435円、最低8,253円、37名の平均28,866円になっています。

選挙運動用自動車は、選挙に関する事前審査と管轄する警察署に提出する設備外積載許可申請において川口市内を走行範囲となっており、選挙運動用自動車の走行範囲は原則的に川口市内に限定することになります。

住民監査請求の対象者はそれぞれ、

- ・ 2番の谷川氏：燃料代38,419円
- ・ 15番の光田氏：燃料代50,435円
- ・ 24番の榊原氏：燃料代31,604円
- ・ 26番の最上氏：燃料代37,800円
- ・ 31番の石橋氏：燃料代33,514円

になっており、明らかに他の候補者と比較しても高額になっている。

選挙運動用自動車の特殊性を考慮したとしても不自然な内容になっています。

特に最上氏は、当初毎日60Lを給油している現状を修正していることから、あきらかに不自然と言わざるを得ない状況になっています。

■ 請求単価

当初は燃料代金が高額であったが修正しており、ただし請求単価が当初からの契約単価より高額になっており、不適切な支出内容としての監査請求の対象者は、住民監査請求書の別紙1に記載されている、37番の立石氏、39番の岩沢氏、48番の吉田氏、56番の高橋氏の4名になります。

請求人が川口市の情報公開をもとに把握している該当4名の請求状況は、いずれも当初請求した請求金額を訂正しております。

7番の立石氏

当初請求金額50,400円(請求単価120円)・修正後18,555円(請求単価126円)

修正理由：選挙カー以外の車も請求・事務手続の不備

39番の岩沢氏

当初請求金額50,400円(請求単価120円)・修正後17,980円(請求単価124円)

修正理由：選挙カー以外の車も請求

48番の吉田氏

当初請求金額50,400円(請求単価120円)・修正後23,085円(請求単価135円)

修正理由：選挙カー以外の車も請求

56番の高橋氏

当初請求金額50,400円(請求単価120円)・修正後17,435円(請求単価123円)

修正理由：選挙カー以外の車も請求

そもそも、いずれの該当者も毎日60Lを給油して限度額ギリギリの金額を当初請求している自体が不自然である。

既に修正を実施しており、そのことには直接言及しないが、修正した理由が『選挙運動用自動車1台以外も請求してしまった』となっており、請求単価を当初より高く請求していること自体は明らかな違法請求と言える。

■ 走行距離

燃料代金自体は他の候補者と比較して高額ではないが、走行距離数から判断し不適切な支出内容としての監査請求の対象者は、46番の山崎氏になります。

請求人が川口市の情報公開をもとに把握している、46番の山崎氏に関する燃料代の請求状況は、当初請求した請求金額を訂正しております。

46番の山崎氏

当初請求金額50,400円(420L・毎日60L給油)・修正後21,189円

走行距離2,542～3,178km

修正理由：選挙カー以外の車も請求

そもそも、限度額ギリギリの金額を当初請求しており、毎日60L給油していること自体が不自然である。

既に修正を実施しており、そのことには直接言及しないが、前述したとおり、設備外積載許可申請において川口市内が走行範囲となっており、選挙運動用自動車の走行範囲は原則的に川口市内に限定することになることから、選挙運動用自動車の特殊性を考慮したとしても不自然な内容になっています。

なお、走行距離が2,500km以上となると、川口市から熊本県(熊本県庁)まで車で往復する距離になっており、このことから不自然であることが明白であります(1214.9km×2=2,429.8km)。

■ ガソリンの小売価格

(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター調査による、埼玉県のレギュラーガ

ソリンの一般小売価格より明らかに高くなっており、不適切な支出内容として監査請求の対象者は、2番の谷川氏、32番の松本氏、48番の吉田氏の3名になります。

請求人が川口市の情報公開をもとに把握している該当者の燃料代の請求状況は、

2番の谷川氏：燃料単価139円

32番の松本氏：燃料単価136.5円

48番の吉田氏：燃料単価135円

になっています。

そもそも、32番の松本氏、48番の吉田氏は当初、それぞれ、毎日50L、60L給油している内容で請求している自体が不自然である。

既に修正を実施しており、そのことには直接言及しないが、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター調査による、当時(2007/4/16)の埼玉県のレギュラーガソリンの一般小売価格は単価@127.1となっており、選挙公営による燃料代の支払いが川口市からの後払いになること、商慣習なども考慮したとしても、約10円も高い燃料供給に対して公費負担を実施することは不当な支出と言えます。

■ 選挙管理委員会の責務

ここまで第一の監査請求の対象である候補者本人について、その具体的な違法・不当な理由をお話しましたが、次に第二の監査請求の対象者である川口市選挙管理委員会について述べさせていただきます。

監査請求書に明記しましたが、

『川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例に定める支出金額は、限度額を定めているものであり、限度額以下の実際に費消した金額を支出することが適法であり、限度額以下であっても、金額が不適正であれば、不適切な金額について支出したことは地方財政法に反する行為である。』となります。

すでに各候補者に関して具体的に違法・不当とする理由は述べたとおり、公金の支出において、その実際の費消した金額を適切に確認せずに、申請された金額をそのまま支出していることは、選挙管理委員会としての職務を果たしているとは言えません。

後述もしますが、14名もの修正申請者の発生による、過払い分の返還を受けていること自体がその証拠と言えます。

■ その他

・選挙公営自体の問題（選挙公営の条例変更している川越市・愛知県新居浜の事例）

最後に2点、お話をさせていただき、私からの当監査請求に関する意見陳述を終わらせていただきたいと思います。

既に今回の監査請求に関する違法・不当とする理由について述べさせていただきました。

自動車用燃料に関する選挙公営の適用を受け、公金による補助を当初、受けた候補者40名のうち、当初の請求を修正したのが14名(35%)になっております。

これだけ多数の候補者が一度、公金の支出された後に、修正していること自体は異常な状態と言えます。

今回の選挙においても、川口市選挙管理委員会が通常実施する他の選挙と同様に、選挙前には立候補予定者向けの説明会が開催され、選挙公営に関する説明資料『選挙公営のお知らせ』をもとに、『候補者が指定するいずれかの1台』が自動車用燃料代として選挙公営の対象であることが明確に説明されています。

しかし、残念ながら何回も選挙への立候補経験がある候補者をはじめ、多数の候補者が『選挙カー以外も給油していたのを含んで請求した』との理由で修正申請をし、過剰請求した金額を返還しています。

修正申請した候補者の中には、当初、軽自動車ですら毎日60L、合計420L請求していたのに、結果として全額返還している候補者がいます。

選挙を管理する選挙管理委員会として説明を実施しているとは言え、結果として多数の修正申請が発生していることから、選挙公営に関する仕組み自体が適正な運営を担保しているとは言えません。

すでに県内外で選挙公営に関して適正な運用ができるように、仕組みや運営方法を改善するため、条例等の改正を行っている自治体があります。

川口市としても、このような他自治体の事例を調査研究し、改善を図るべきと考えます。

・監査委員としての調査権を発動（豊島区の事例）

最後になりますが、今回、住民監査請求が提出されたことは、5月9日の埼玉新聞・読売新聞の各朝刊で報道され、多数の川口市民にも報道を通じて周知されています。

また、全国的には同様な監査請求・住民訴訟があり、各地における監査委員会等の判断が注目されています。

本日も多数の市民、新聞記者が傍聴されています。

また、川口市として平成16年度以来の住民監査請求であることもあり、川口市監査委員の判断に注目が集まっています。

監査委員のみなさんには『釈迦に説法』かもしれませんが、豊島区の事例を一部紹介させていただきます。

豊島区でも同様な住民監査請求が実施され、既に平成19年12月に監査結果が出されています。

私たちはこの監査結果自体には不満ではありますが、調査権を発動し、市民の目線にたったうえで、監査委員としての職責を果たそうとしている豊島区監査委員の行動には一定の評価をしています。

川口市監査委員のみなさんにも、監査棄却せずに、市民が納得できる監査結果を出されることを期待しています。

陳述書 公営選挙・燃料費について。

川口市のHPに以下の記載がある。

監査委員の仕事

川口市の事業を、次のような観点からチェックするのが監査委員の仕事です。

- 1 最少の経費で最大の効果を発揮するように運用されているか
- 2 市民の皆さんの税金が正しく効率的に使われているか
- 3 市のそれぞれの事業が本来の効果を上げているのか

など、地方自治行政における「公正」と「効率」の確保という見地から、地方自治法に基づいて、各種の監査を実施しています。

.....

本件監査請求はHPに記載された上記1,2,の各項に違反し3、項の「公正」と「効率」に反する行為を指摘するものであり、以下に法的判断を述べる。

法的な判断

本件における違法性もしくは著しい不当性を以下に述べる。

1. **川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例に違反**（違反の具体的内容と条文）

真実でない請求をし、またその**内容を確認せず公金を支出**したことは、本件条例(第2条～6条)に違反している。

第2条 議員及び市長の選挙においては、候補者は、**第6条**に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、川口市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、**第2条**ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が51,500円を超える場合には、51,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が13,390円を超える場合には、13,390円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,210円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)に限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が10,000円を超える場合には、10,000円)の合計金額
(平成7条例1・一部改正)

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額)

第6条 **第2条**の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、51,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする

2. 刑法違反

真実と異なる金額を記載した契約書、請求書、領収書などが提出されていたら私文書偽造罪および同行使罪である。

選挙公営に関する条例は、選挙費用の一部を公費として負担することができることを定めているが、燃料会社等に対する過剰な支出は、本来的には候補者が支出するものであって、市の職員を欺いたりした結果「債務を免れ不法の利益を得た」とした場合「2項詐欺罪」（刑法第246条第2項）に該当する。

当然の事ながら、燃料業者から候補者への現金のキックバック、寄付行為または、認められた車両以外への給油などは論外である。本件においても選挙車両以外への給油分の請求があり、これを問題視した動きを知ったのか‘07年11月下旬に多くの候補者が修正申告を行っている。修正理由を「他の車両に給油した分を申請した」などとしている。

伝聞によると「突っ込み」と称し、選挙ポスター印刷時に、名刺や個人ポスターの印刷を紛れ込ませるなどもあったという。

告発の一例を以下に示す

参考資料 1【山県市における不正請求の実態】

○ 山県市では、2007年6月になって、ポスター代水増し容疑で県警が市議や印刷所を捜査、詐欺容疑で書類送検されている。議員主導のケース、現金をキックバックした例も報道あり、現職が相次いで辞職している。岐阜県議会議員の選挙においても同様の懸念がなされ、現在、選管に返還の照会をしている議員もいるという。疑惑の山県市議、同鞍替県議ら5人は、6月15日に県庁で謝罪会見し、基本的に水増しを認めた。その中には、ポスター代上限額の53%で請求した議員もいた。すなわち、上限額の50%台でも不正の余地を疑うべき事情の存在が明らかになった。

2007/10/19 13:26

参考資料 II【墨田区議選候補10人がガソリン代を水増し請求／東京】

2007年4月の東京都墨田区議選で、公費で負担される選挙カーのガソリン代を水増し請求し、実費との差額分を騙し取ったとして、市民団体「すみだ行革110番」の大瀬代表と、「行革110番」代表の後藤都議が17日、立候補者10人について、詐欺容疑で警視庁捜査2課に告発状を提出したことが明らかになった。

区条例は、区議選の期間中（7日間）に使用した選挙カー1台に限り、計5万1450円を上限にガソリン代の公費負担を定めており、候補者が特定のスタンド業者と契約して、業者からの請求で区が代金を支払うことになっている。

大瀬代表によると、告発した10人の選挙カーのガソリン消費量は218.7〜357リットルで、3万181〜5万1765円を申告していたが、同様に立候補した大瀬代表の場合、ガソリン消費量は計88リットルで、大瀬代表は「1台分としてはありえない給油量。他の車の給油に利用された可能性もある」と話している。

告発された区議の一人は「規定を誤解して選挙に使った車4台分のガソリン代を請求し

てしまった。過大請求分については返還したい」と釈明している。

3、地方自治法違反

本件請求手続きが、契約書を提出し、選挙管理委員会等が確認したうえで公営費を交付すると規定していることは、契約書が真実であることを前提にしている。

地方自治法第2条、「16項 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」「17項 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とある。

事実に基づかない契約書による「過剰な支出」は、市が負担する必要のない違法な支出である。

この支出は地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反し、地方財政法第4条1項「必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」に違反している。

また、地方財政法第3条（予算の編成）「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とあるが、実態と著しく異なる本件条例を正さず、慣習のまま予算計上した行為は地方財政法第3条（予算の編成）違反している。

職員の賠償責任に関する規定、即ち地方自治法第243条の2「・・・これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員・・・怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする・・・」とされ、前回市議選、2003年4月の選挙について付言すると、本件においてこのような状況であるから、2003年4月の請求に対する支払い時にどのような過失があったかを（同法第236条により5年の時効とされているが）2003年分についても、再検査し、返還請求などしなければ「怠る事実」として認定すべきである。本件がこのような実態であるから、監査委員および職員らの責任は重大である。

よって、監査委員に対し、本件支出に関して前記賠償責任を有する職員らに対して、速やかに「怠る事実」の是正をすることを勧告することを求める。

なお、前回選挙の「怠る事実」に関する住民監査請求を実施した場合は、「怠る事実」が「時効」になった時点から「1年以内に住民監査請求するべし」との期間制限が適用される（平成17（行ヒ）341事件名 損害賠償履行請求事件平成19年04月24日最高裁判所第三小法廷 判決）から、本件住民監査請求は適法となる。

社会通念との著しい相反

1. 信義則違反

本件燃料代等の請求手続きが、契約書を提出し、選挙管理委員会等が確認したうえで費用を交付すると規定していることは、契約書が真実であることを前提にしている。

候補者らが意図的に真実に基づかない契約書を作成し、過剰な請求をしたことは、信義則違反である。

2. 議員の責務についての社会的な認識

選挙経費を税金で負担することについて、信義則違反を容認することは出来ない。選挙経費が高つくので、公費負担額が必要だとの意見があったとしても、当選すれば、市議は、当選すれば月額621,000円、政務調査費月額180,000円及び期末手当を支給される。

支援する組織なども無く低額な経費で選挙をする人にとって公費負担は助けになることもあるが、当選後は行政を監視する立場になる議員らが、燃料費、ポスター代の低額化など、従来の公費負担部分や諸費のさらなる経費削減に努力するべきであるにも拘らず慣習的に杜撰な支出が継続されている。

公費負担については意義があるものの燃料代などについて過剰請求をし、これに支出した事実がある。議員になろうとする候補者が、制度があるからと過剰に請求することは違法、不当であり、支出した選挙管理委員会も同罪である。

特に本件該当者のような候補者及び当選者は、市民に税負担を求めたり、行政を監視し職員に経済効率を求めることはできない。

3. 政治家の倫理に反する

マスコミ報道では各地で燃料費やポスター代の支出に対し不正、不具合があると報道している。これに関連し監査請求や公費負担の削減及び廃止の動きがあったことも報道している。今回の市議会議員選挙においても本件監査請求者の調査で燃料代などに関する実態が明らかになった。

本件において川口市選挙管理委員会は、立候補者説明会で選挙公営費の適正な利用を求めたにも関わらず、上限額ありきの請求は政治家の倫理としても、本件条例の主旨からしても許されない行為である。また、川口市選挙管理委員会は、これを精査せず、上限金額以下であることのみで公金を支出したことは懈怠であり、違法、不当である。

4. 川口市の損害と監査委員に求める措置

1. 市民の願い

先ず市民の血税をこのような形で支出することは違法、不当である。選挙公営費の「過払い分のすべて」について川口市の損害を回復するための本件監査請求は納税者、有権者、市民の願いである。川口市選挙管理委員会は候補者等から提出された必要書類を審査し、その内容を精査せず、その真偽や相当性について調査することなく、定められた限度内で燃料費を支払ったものであり、懈怠であり、違法、不当な支出であることを確認されたい。

本件は選挙用自動車燃料代の1日の消費可能な量を超える部分につき、真実と異なって過剰な請求しているから不法行為であり、同行為を起因として生じた市の損害の回復を求めるものである。

請求人ら一般市民には、本件監査請求の内容及び事実証明書に示す証拠以外の事実関係についての調査権は無い。監査委員は、地方自治法第242条の定めにしたがって、本件請求の指摘を受けて、独自に本件燃料費に関する不正請求の有無とその額を調査・確定することを求める。

監査委員には、市長が相手方である候補者及び対応する燃料業者等に不当利得部分の返還を求めるよう勧告すること求める。

また川口市選挙管理委員会は、これを精査せず、上限金額以下であることのみで公金を支出したことは職務懈怠であり、違法、不当であるから選挙公営制度の周知徹底と審査の厳密化を求めるべきである。

以上

別冊「公営選挙費用に関する違法事例集」がある。